

## 平生訪問看護ステーションきらら運営規程

### (事業の目的)

第1条 医療法人光輝会が開設する平生訪問看護ステーションきらら（以下「ステーション」という。）で行う訪問看護は、要介護状態又は要支援状態にある高齢や病気や怪我等により家庭において継続して療養を必要とする者に対し、介護保険法による指定居宅サービス事業者または健康保険法による指定訪問看護事業者として、適切な事業運営を行うため、介護保険法に基づく指定訪問看護（以下「介護保険指定訪問看護」という。）及び健康保険法に基づく指定訪問看護（以下「健康保険法指定訪問看護」という。）また、介護保険指定訪問看護と健康保険指定訪問看護を総称し、「指定訪問看護」という）の実施について必要な事項を定める。

### (運営の方針)

第2条 訪問看護の実施にあたって、かかりつけ医師の指示のもと、対象者の心身や特性を踏まえて、生活の質の確保を重視し、健康管理、全体的な日常生活の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅医療が継続できるように支援するものとする。

- 2 ステーションは、開設事業者とは独立して位置づけられるものとし、人事・財務・物品管理等に関しては管理者の責任において実施する。
- 3 指定訪問看護の実施にあたっては、関係市町、地域の保健・医療・福祉サービス・地域包括支援センターとの密接な連携に努め、協力と理解のもとに適切な運営を図るものとする。

### (事業所の名称等)

第3条 指定訪問看護を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 平生訪問看護ステーションきらら
- (2) 所在地 熊毛郡平生町平生町569-12（平生クリニックセンター2階）

### (職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 ステーションに勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1名（看護師/常勤・兼務）  
管理者は所属職員を指導監督し、適切な事業の運営が行われるように総括するとともに自らも事業の提供に当たる
- 2 看護職員等 3名以上（看護師/常勤）  
2名（理学療法士/非常勤）

看護師、理学療法士は訪問看護計画及び訪問看護報告書を作成し、指定訪問看護の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 ステーションの営業日及び営業時間は、事業者 医療法人光輝会職員就業規程に準じて、定めるものとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、祝祭日、12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前9時00分から午後5時00分までとする。
- (3) 緊急時訪問看護・24時間対応体制加算対象者及び家族からの電話等による連絡体制を整備する。

(受給資格の確認)

第6条 指定訪問看護の提供を求められた場合は、その旨の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援・介護認定の有無及び要支援・介護認定等の有効期間を確かめるものとする。

(指定訪問看護の提供方法)

第7条 指定訪問看護の提供方法は、次のとおりとする。

- (1) 利用希望者がかかりつけ医師(主治医)に申し出て、かかりつけの医師(主治医)が交付した訪問看護指示書により、看護師等が利用者を訪問して計画書を作成し、指定訪問看護を実施する。
- (2) 利用希望者又は家族からステーションに直接申し込みがあった場合は、かかりつけ医師(主治医)に指示書の交付を求めるよう助言する。
- (3) 利用希望者に主治医がいない場合は、ステーションから希望者の近隣医療機関に主治医の選定を依頼する。
- (4) 指定訪問看護提供開始に際しては、あらかじめ利用申込者本人及びその家族(以下「利用申込者」という。)に対し、この規定の概要、その他サービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得た上で、利用契約書を締結するものとする。

(指定訪問看護の内容)

第8条 指定訪問看護の内容は次のとおりとする。

- (1) 病状、障害・全身状態の観察
- (2) 清拭・洗髪・入浴等による生活の保持、食事及び排泄等日常生活の援助
- (3) 医療的処置の実施及び指導

- (4) リハビリテーションの実施と相談、指導
- (5) ターミナルケア
- (6) 認知症患者の看護
- (7) 療養生活や介護方法の指導
- (8) その他医師の指示による医療処置

(利用料等)

- 第 9 条 法定代理受領サービスに該当する介護保険訪問看護を提供した場合は、その利用者から利用料の一部として、介護保険の法定利用料に基づく金額（負担割合証に記載された 1 割又は 2 割又は 3 割）を徴収するものとする。
- 2 健康保険指定訪問看護の提供に係る利用料は、別紙のとおりとする。
  - 3 死後の処置料は 10,000 円とする。
  - 4 指定訪問看護を開始するにあたり、あらかじめ利用者及び家族に対し、その趣旨を文書により理解を得ることとする。

(通常の事業の実施地域)

- 第 10 条 通常の実施地域は、山口県熊毛郡平生町、田布施町、上関町、山口県柳井市、山口県光市とする。

(緊急時における対応方法)

- 第 11 条 訪問看護師等は、訪問看護を実施中に利用者の病状が急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかにかかりつけ医師（主治医）に連絡し、適切な処置を行うものとする。かかりつけ医師（主治医）との連絡ができない場合は、緊急搬送等の必要な処置を行うものとする。

(個人情報の保護)

- 第 12 条 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を順守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 ステーションが得た利用者又はその家族の個人情報については、ステーションでのサービス提供以外の目的では、原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。
  - 3 従事者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
  - 4 従事者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従事者でなくなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき

旨を、従事者との雇用契約の内容に含むものとする。

(苦情処理)

- 第13条 提供した指定訪問看護に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じる。
- 2 提供した指定訪問看護に関し、市町が行う調査や照会等に協力するとともに、市町から指導又は助言を受けた場合において、当該指導又は助言に従って必要な改善をおこなう。
  - 3 提供した指定訪問看護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、同会からの指導又は助言を受けた場合においては、必要な改善をおこなう。

(事故発生の防止策及び事故発生時の対応)

- 第14条 ステーションは、安全かつ適切に、質の高い訪問看護サービスを提供するためにサービスの安全性はもとより、職員の健康管理、事故防止に努め、ステーションの保全について計画的に取り組む。
- 2 指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護支援専門員等に連絡をおこなうとともに必要な措置を講じる。
  - 3 指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかにおこなう。

(虐待防止のための措置に関する事項)

- 第15条 ステーションは、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。
- (1) 虐待防止のための対策を検討する会議を必要時開催するとともに、その結果について従事者に周知徹底を図る。
  - (2) 虐待防止のための指針の整備
  - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
  - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(事業継続に向けた取り組み)

- 第16条 事業所は、感染症や災害が発生した場合であっても、利用者に必要な看護サービスを継続的に提供できるよう、業務継続に向けた計画等の策定、研修を実施する。

(身体的拘束の適正化)

- 第17条 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場を除き、身体的拘束等を行ってはならない
- 2 身体的拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない

(その他の運営について留意事項)

- 第18条 ステーションは、社会的使命を十分認識し、職員の資質向上を図るため、研究、研修の機会を設け、また、業務態勢を整備する。
- 2 ステーションは、適切な指定訪問看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより看護師等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずるものとする。
  - 3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人光輝会と管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

- この規程は、平成12年3月1日から施行する。
- この規程は、平成12年4月1日より介護保険法施行により一部改正する。
- この規程は、平成15年9月1日より一部改正する。
- この規程は、平成18年4月1日より一部改正する。
- この規程は、平成21年12月15日より一部改正する。
- この規程は、平成22年7月1日より一部改正する。
- この規程は、平成23年8月1日より一部改正する。
- この規程は、平成24年11月1日より一部改正する。
- この規程は、平成25年10月1日より一部改正する。
- この規程は、平成26年4月1日より一部改正する。
- この規程は、平成26年7月22日より一部改正する。
- この規程は、平成28年4月1日より一部改正する。
- この規程は、平成30年4月1日より一部改正する。
- この規程は、令和2年4月より一部改訂する。
- この規程は、令和5年4月より一部改訂する。
- この規程は、令和6年4月より一部改定する。
- この規程は、令和7年4月より一部改定する。
- この規程は、令和7年9月より一部改定する。

## 平生訪問看護ステーションきらら運営規程（介護予防）

### （事業の目的）

第1条 医療法人光輝会が開設する平生訪問看護ステーションきらら（以下「ステーション」という。）で行う指定介護予防訪問看護（以下「訪問看護」という。）は、要支援状態にある高齢や病気や怪我等により家庭において継続して療養を必要とする状態にあり、かかりつけ医師が訪問看護の必要性を認めた利用者に対し、適正な訪問看護を行うことを目的とする。

### （運営の方針）

- 第2条 訪問看護の実施にあたって、かかりつけ医師の指示のもと、対象者の心身や特性を踏まえて、生活の質の確保を重視し、利用者の自立の可能性を最大限引き出すよう支援する。
- 2 ステーションは、開設事業者とは独立して位置づけられるものとし、人事・財務・物品管理等に関しては管理者の責任において実施する。
  - 3 訪問看護の実施にあたっては、関係市町、地域の保健・医療・福祉サービス・地域包括支援センターとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする

### （事業所の名称等）

- 第3条 訪問看護を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
- (1) 名称 平生訪問看護ステーションきらら
  - (2) 所在地 熊毛郡平生町平生町569-12（平生クリニックセンター2階）

### （職員の職種、員数、及び職務内容）

- 第4条 ステーションに勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。
- 1 管理者 1名（看護師/常勤・兼務）  
管理者は所属職員を指導監督し、適切な事業の運営が行われるように総括するとともに自らも事業の提供に当たる
  - 2 看護職員等 3名以上（看護師/常勤）  
2名（理学療法士/非常勤）  
看護師、理学療法士は訪問看護計画及び訪問看護報告書を作成し、訪問看護の提供に当たる

### （営業日及び営業時間）

第5条 ステーションの営業日及び営業時間は、事業者 医療法人光輝会職員就業規程に準じて、定めるものとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、祝祭日、12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前9時00分から午後5時00分までとする。
- (3) 予防緊急時訪問看護・予防訪問看護特別管理加算対象者及び家族からの電話等による連絡体制を整備する。

(受給資格の確認)

第6条 訪問看護の提供を求められた場合は、その旨の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援の有効期間を確かめるものとする。

(指定訪問看護の提供方法)

第7条 訪問看護の提供方法は、次のとおりとする。

- (1) 利用希望者がかかりつけ医師（主治医）に申し出て、かかりつけの医師（主治医）が交付した訪問看護指示書により、看護師等が利用者を訪問して計画書を作成し、訪問看護を実施する。
- (2) 利用希望者又は家族からステーションに直接申し込みがあった場合は、かかりつけ医師（主治医）に指示書の交付を求めるよう助言する。
- (3) 利用希望者に主治医がいない場合は、ステーションから希望者の近隣医療機関に主治医の選定を依頼する。
- (4) 訪問看護提供開始に際しては、あらかじめ利用申込者本人及びその家族（以下「利用申込者」という。）に対し、この規定の概要、その他サービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得た上で、利用契約書を締結するものとする。

(訪問看護の内容)

第8条 訪問看護の内容は次のとおりとする。

- (1) 病状、障害・全身状態の観察
- (2) 清拭・洗髪・入浴等による生活の保持、食事及び排泄等日常生活の援助
- (3) 医療的処置の実施及び指導
- (4) リハビリテーションの実施と相談、指導
- (5) 認知症患者の看護
- (6) 療養生活や介護方法の指導
- (7) その他医師の指示による医療処置

(利用料等)

- 第 9 条 法定代理受領サービスに該当する訪問看護を提供した場合は、その利用者から利用料の一部として、介護保険の法定利用料に基づく金額（負担割合証に記載された 1 割又は 2 割又は 3 割）を徴収するものとする。
- 2 訪問看護を開始するにあたり、あらかじめ利用者及び家族に対し、その趣旨を文書により理解を得ることとする。

(通常の事業の実施地域)

- 第 10 条 通常の実施地域は、山口県熊毛郡平生町、田布施町、上関町、山口県柳井市、山口県光市とする。

(緊急時における対応方法)

- 第 11 条 訪問看護師等は、訪問看護を実施中に利用者の病状が急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかにかかりつけ医師（主治医）に連絡し、適切な処置を行うものとする。かかりつけ医師（主治医）との連絡ができない場合は、緊急搬送等の必要な処置を行うものとする。

(個人情報の保護)

- 第 12 条 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を順守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 ステーションが得た利用者又はその家族の個人情報については、ステーションでのサービス提供以外の目的では、原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。
- 3 従事者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 4 従事者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従事者でなくなっただ後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従事者との雇用契約の内容に含むものとする。

(苦情処理)

- 第 13 条 提供した訪問看護に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じる。
- 2 提供した訪問看護に関し、市町が行う調査や照会等に協力するとともに、市町から指導又は助言を受けた場合において、当該指導又は助言に従って必要な改善をおこなう。

- 3 提供した訪問看護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、同会からの指導又は助言を受けた場合においては、必要な改善をおこなう。

(事故発生の防止策及び事故発生時の対応)

- 第14条 ステーションは、安全かつ適切に、質の高い訪問看護サービスを提供するためにサービスの安全性はもとより、職員の健康管理、事故防止に努め、ステーションの保全について計画的に取り組む。
- 2 訪問看護の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護支援専門員等に連絡をおこなうとともに必要な措置を講じる。
  - 3 訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかにおこなう。

(虐待防止のための措置に関する事項)

- 第15条 ステーションは、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。
- (1) 虐待防止のための対策を検討する会議を必要時開催するとともに、その結果について従事者に周知徹底を図る。
  - (2) 虐待防止のための指針の整備
  - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
  - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(事業継続に向けた取り組み)

- 第16条 事業所は、感染症や災害が発生した場合であっても、利用者に必要な看護サービスを継続的に提供できるよう、業務継続に向けた計画等の策定、研修を実施する。

(身体的拘束の適正化)

- 第17条 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場を除き、身体的拘束等を行ってはならない
- 2 身体的拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない

(その他の運営について留意事項)

- 第18条 ステーションは、社会的使命を十分認識し、職員の資質向上を図るため、研究、

研修の機会を設け、また、業務態勢を整備する。

- 2   ステーションは、適切な訪問看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより看護師等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずるものとする。
- 3   この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人光輝会と管理者との協議に基づいて定めるものとする。

#### 附則

この規程は、平成16年3月1日から施行する。

この規程は、平成16年4月1日より介護保険法施行により一部改正する。

この規程は、平成18年4月1日より一部改正する。

この規程は、平成21年12月15日より一部改正する。

この規程は、平成22年7月1日より一部改正する。

この規程は、平成23年8月1日より一部改正する。

この規程は、平成24年11月1日より一部改正する。

この規程は、平成25年10月1日より一部改正する。

この規程は、平成26年4月1日より一部改正する。

この規程は、平成26年7月22日より一部改正する。

この規程は、平成28年4月1日より一部改正する。

この規程は、平成30年4月1日より一部改正する。

この規程は、令和2年4月より一部改訂する。

この規程は、令和5年4月より一部改訂する。

この規程は、令和6年4月より一部改定する。

この規程は、令和7年4月より一部改定する。

この規程は、令和7年9月より一部改定する。